

企業誘致に係る新たな支援制度の創設について

少子高齢化や人口減少及び流出が進む中、企業進出を促し産業集積と雇用機会の拡大を図ることは急務であることから、茨城県が検討している工業団地の分譲価格引下げに併せて、新しい支援制度（下水道料金支援補助金）を創設することで、更なる企業誘致の促進を図る。

1. 目的及び効果

進出企業の初期投資を軽減する既存の企業立地促進事業補助制度と併せて、ランニングコストを軽減する下水道使用料への補助制度を創設する事により、他地域との競争力を高め、企業誘致の促進を図る。

また、下水道使用量が多い企業を誘致することで、下水道使用料金収入の底上げをし、下水道会計の経営基盤強化を促進する。

2. 制度の内容

①補助対象者

茨城中央工業団地（笠間地区）又は畜産試験場跡地に立地し、企業立地促進事業補助金の交付を受けた企業*のうち、年間下水道使用量が 10,000 m³以上の企業（既存企業も可）

*製造業等、市内正規雇用 5 人以上、設備投資 1 億円以上、立地面積 1ha 以上

②補助額等

上記対象者が支払った下水道使用料の 25%～50%を、操業開始日より 15 年間補助

*最初の 10 年間は 50%、残りの 5 年間は 25%を補助。（上限 3,000 万円/年）

③制度の期限

平成 31 年 9 月 30 日（既存の企業立地促進事業補助制度と同様）

*上記期限までに補助申請をし、交付決定を受けた者に対して、操業開始日より 15 年間補助金を交付する。

《参考》 企業立地に伴う茨城中央工業団地（笠間地区）内の下水道施設整備については、茨城県が実施。

3. 改正のスケジュール

平成 29 年 12 月	全員協議会	支援制度創設の報告
平成 30 年 1 月	例規審査委員会	例規（案）の審議
平成 30 年 4 月	施行	